

琴浦町告示第91号

道路の占用を制限する区域の指定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第37条第1項の規定により、道路の占用を制限する区域を次のとおり指定するので、同条第3項の規定により告示する。

その関係図面は、令和5年9月29日から2週間、琴浦町役場建設住宅課において一般の縦覧に供する。

令和5年9月29日

琴浦町長 福本まり子



1 指定する道路の種類、路線名及び区域

次の表に掲げる道路の区間において、道路法第18条第1項の規定により定めた道路の区域

道路の種類	路線名	区間
町道	鈿上野線	起点 琴浦町大字三保字芋川 896-2 地先 終点 琴浦町大字赤碕字中土手 1903-2 地先 (路線全区間を指定)

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱、電話柱その他の柱類（以下「電柱等」という。）（4の期日前に占用の許可を受けた電柱等の更新又は移設によるものを除く。）。ただし、電柱等を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

3 占用を制限する理由

災害発生時の緊急輸送網として機能する道路について、通行に支障が生じること防止することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年10月1日